

盛岡市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成26年3月6日

盛岡市監査委員	熊谷喜美男
同	藤尾善一
同	佐藤敬三
同	川村幸子

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成24年度中に当市が財政的援助を与えていたる団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

1 財政援助団体は、平成24年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち次の1団体とした。

社会福祉法人 麗沢会
(軽費老人ホーム事務費補助金(ケアハウス麗沢))

2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち次の1団体とした。

公益財団法人 盛岡地域地場産業振興センター
(公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター出捐金)

3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成24年度において公の施設の管理を行わせているもののうち次の3団体(3施設)とした。

- (1) 株式会社 不來方やすらぎの丘
(盛岡市斎場やすらぎの丘指定管理者)
- (2) 盛岡サイエンスグループ
(盛岡市子ども科学館指定管理者)
- (3) 特定非営利活動法人 盛岡市水泳協会
(盛岡市余熱利用健康増進センター指定管理者)

第2 監査の実施期間

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 財政援助団体 | 平成26年1月21日から平成26年2月19日まで |
| 2 出資団体 | 平成26年1月31日から平成26年2月19日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 平成26年1月20日から平成25年2月19日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

1 財政援助団体

補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。

3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の方法

- 平成25年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関すること。
 - イ 事務事業の執行に関すること。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関すること。
 - イ 事業経営に関すること。
 - (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関すること。
 - イ 協定に関すること。
 - ウ 管理費用に関すること。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに

従いその要件がおおむね整っているものと認められた。

- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいて適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たっては十分に注意されたい。